

# 町長日誌

(11月1日～30日)

11月1日	ちばのふるさと満喫フェアオープニングセレモニー 町とJA多古町との懇談会
2日	横芝・神崎間圏央道促進協議会要望活動(東京都)
4日	東京電力(株)成田支社防犯灯贈呈式 圏央道建設促進協議会(東京都)
7日	市川市民まつり(市川市)
8日	まちづくり懇談会 (多古第二小・久賀小にて)
9日	老人クラブ連合会チャリティグランドゴルフ大会
10日	知事と市町村長との意見交換会(千葉市) (株)ティエフケー50周年祝賀会(東京都)
11日	県道成田小見川鹿島港線整備促進協議会要望活動(千葉市)
12日～13日	全国市町村長特別研修会(東京都)
14日	BRA ぶらしのみまつり
16日	区長会議
17日	県町村長自治研修会(東京都)
18日	全国町村長大会(東京都) 県町村会定例会(東京都)
19日～20日	栗山川改修工事促進期成同盟会先進地視察(埼玉県)
20日	町道大谷・九蔵線の道路改良事業に伴う測量等説明会
22日	まちづくり懇談会(中村小・常磐小にて)
23日	いきいきフェスタ TAKO2009
24日～25日	両総用水事業推進協議会先進地視察研修(長野県)
26日	子育て支援推進会議 まちづくり懇談会 (コミュニティプラザにて)
27日	北総東部土地改良区総務委員・事業委員合同委員会(香取市)
28日	林地区空港問題座談会
30日	多古町議会12月定例会(12月4日まで)

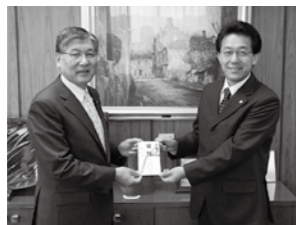
## 町の福祉活動充実のために

町の福祉活動に役立ててもらいたいと、東京国際空港ゴルフ倶楽部を会場に有名芸能人も参加して行われた『クラブエコール・チャリティーコンペ』の収益金 207,000 円が町に寄付されました。地域へのご厚意ありがとうございます。

## 安全に役立つ『防犯灯』を寄贈

社会貢献活動の一環として各市町村へ防犯灯を寄贈している東京電力(株)成田支社から今年度、防犯灯3基が町に寄贈されました。

これらの防犯灯は染井・井戸山・十余三地区の町道沿いに設置される予定です。



# 長年の保護司活動に法務大臣表彰

このたび、保護司として長年にわたり更生保護行政の推進に貢献された川口勤二さんに、法務大臣から表彰状が贈られました。



法務大臣表彰

『更生保護功労』

川口 勤二さん  
(高根/75歳)

もに、犯罪や非行の防止など地域の社会福祉向上に貢献されました。長年の活動を振り返って川口さんは「今後も犯罪や非行のない、誰もが安心して暮らせる明るい社会づくりに貢献していきたい」と語ってくださいました。

## 税務課からのお知らせ

### 2月16日(火)から 申告相談を開始します

2月16日(火)から3月15日(月)まで、所得税と町県民税の申告相談を行います。場所・時間など詳細については『広報たこ2月号』でお知らせしますが、相談に来られる方は事前に次のことを済ませておいてください。

#### 農業・営業所得のある方

領収書を経費別に仕分けし、集計しておいてください。

#### 医療費控除を受ける方

領収書を個人別・医療機関(薬局)別に仕分けし、集計しておいてください。

#### 次のような相談は直接佐原税務署へお願いします

- 土地、建物、株式等の譲渡所得や山林所得がある方の申告相談
- 相続税、贈与税の申告相談  
※申告書の提出のみ、町でも受け付けます。

#### 国・県・町が共同で行う確定申告相談

日時 ● 1月29日(金)  
午前9時30分～正午  
午後1時～3時30分  
会場 ● 役場2階 第4会議室



お問い合わせ ● 税務課課税係 ☎76-5402

# 高額医療・高額介護合算療養費制度について

『高額医療・高額介護合算療養費制度』とは、医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の費用負担を軽減するための制度です。

同一の医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療制度・職場の健康保険など)の世帯内で、毎年8月から翌年7月までの1年間(平成20年度分については平成20年4月から平成21年7月までの16カ月間)に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計(※1)が一定の額(自己負担限度額※2)を越えた場合、申請によりその超えた分の金額が支給されます。

(※1)「高額療養費」および「高額介護サービス費」として支給される分は除きます。

(※2)自己負担限度額は、世帯員の年齢や所得などによって異なります。

詳細については、住民課国保年金係までお問い合わせください。

## 高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額

■平成20年度分は〔 〕内の額

区分	後期高齢者医療制度+介護保険	国民健康保険または職場の健康保険など+介護保険	
	75歳以上の方	70歳～74歳の方	70歳未満の方
現役並み所得者(※1)	67万円〔89万円〕	67万円〔89万円〕	126万円〔168万円〕
上位所得者(※2)			
一般	56万円〔75万円〕	56万円〔75万円〕	67万円〔89万円〕
低所得者	Ⅱ(※3)	31万円〔41万円〕	34万円〔45万円〕
	Ⅰ(※4)	19万円〔25万円〕	

(※1)「現役並み所得者」…70歳以上で、医療費の自己負担割合が3割の方

(※2)「上位所得者」…70歳未満で、各医療保険が定める所得額などを超える方

(※3)「低所得者Ⅱ」…住民税非課税世帯で、下記「低所得者Ⅰ」以外の方

(※4)「低所得者Ⅰ」…住民税非課税世帯で、各種所得のない方

(年金収入のみの場合は、年金受給額が80万円以下の方)

## 申請の方法

### ●多古町国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者

1月中を目途に、支給対象となる世帯(平成20年4月1日から平成21年7月31日までの間に加入の医療保険に変更があった世帯を除く)に対して、申請関係書類を郵送する予定です。定められた期間内に、住民課国保年金係へ申請してください。

### ●その他の医療保険(職場の健康保険など)の加入者

加入している医療保険の窓口へ申請してください。その際、事前に保健福祉課介護保険係(保健福祉センター内☎76-3185)にて介護保険分の「自己負担額証明書」の交付を受け、これを添付してください。



平成20年4月1日から平成21年7月31日までの間に、ご加入の医療保険に変更があった場合は、基準日(平成21年7月31日)時点の医療保険担当窓口へお問い合わせください。

## 申請・お問い合わせ先

●多古町国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者 → 住民課国保年金係 ☎76-5405

●その他の医療保険(職場の健康保険など)の加入者 → 加入している医療保険の窓口